

社会福祉法人東京清音会

役員・評議員報酬等支給規程

役員・評議員報酬等支給規程

平成29年 6月14日制定

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京清音会（以下法人という）の定款第10条の第2号、第3号の規定に基づき、評議員会において常勤役員、非常勤役員及び評議員の報酬及び費用に関する事項及び支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とする役員で、週に3日以上勤務する役員をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員と言う。
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、常勤役員、非常勤役員及び評議員には業務の態様に応じ報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は、各年度の総額が19,000,000円を超えない範囲で支給することができる。
- 3 前項に規定する役員報酬の各年度の総額は、毎年度定時評議員会において審議するものとする。
- 4 常勤役員に対する報酬は、月額をもって毎月定まった日に支給するものとし、非常勤役員に対する報酬は、業務の態様に応じその都度支払うものとする。
- 5 評議員に対する報酬は、業務の態様に応じその都度支払うものとする。
- 6 役員、評議員には賞与を支給しない。
- 7 役員、評議員の退任にあたっては、当該役員、評議員の年単位で切り上げた在職年数に5,000円を乗じた額を退任慰労金として支給することができる。
尚、理事長はこの限りではない。

8 理事長の退任にあたっては、月額×年数×2倍の額を退職金として支給することができる。

尚、施設長兼務の場合はこの限りではない。理事長での退職金もしくは施設長としての退職金どちらか一方とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤役員及び評議員が理事会並びに評議員会に出席した場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事長等常勤役員の報酬月額及び理事長の命を受けて非常勤役員及び評議員がその業務にあたった場合には、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合には、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

(1) 旅費は、実費を支給する。

(2) 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

(3) 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支払い方法)

第5条 報酬等の支払いは、現金もしくは振込みによって行う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、この規程を適用しない。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、法令の定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成29年6月14日、定時評議員会終結時から施行する。

2. この規程は、平成30年6月13日から施行する。
3. この規程は、令和元年6月13日から施行する。
4. この規程は、令和3年6月16日から施行する。
5. この規程は、令和4年6月15日から施行する。
6. この規程は、令和5年6月14日から施行する。
7. この規則は、令和6年1月18日から施行し、令和5年4月1日より適用する。
8. この規程は、令和6年6月13日から施行する。